

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	税証明発行事務ファイル
行政機関等の名称	門真市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収納課、市民文化部市民課（南部市民センター）
個人情報ファイルの利用目的	税証明発行のため
記 録 項 目	1 氏名（法人除く）、2 住所（法人除く）、3 生年月日、4 家族構成・続柄、5 収入状況、6 各種収入金額、7 扶養関係、8 市税納付状況、9 資産内容、10 課税状況、11 識別番号、12 電話番号、13 担当者氏名（会社）、14 従業員氏名（会社）、15 滞納処分状況
記 録 範 囲	市税申告者、申請者、所有者、納税義務者
記録情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（家族、代理人、課税課、市民課）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）門真市総務部総務課 （所在地）〒571-8585 門真市中町 1 番 1 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ※ 個人情報ファイル簿により公表する電算処理ファイルの利用目的及び利用範囲の範囲内であるため公表対象外となるマニュアル（手作業）処理ファイル ☐ 法第60条第 2 項第 2 号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考	南部市民センターでは、税証明発行事務ファイルのうち、課税証明及び所得証明発行に必要な記録項目のみ保有